

月単位の週休2日制試行工事の導入



週休2日の質の向上を図るため、令和6年7月単価適用工事から、月単位の週休2日制試行工事を導入します。これにより、「4週8休以上」の現場閉所達成の考え方が以下のとおり変更となります。

■令和6年6月単価適用工事まで



※「4週8休以上」の現場閉所達成の考え方

対象期間中（全体）で4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数 = 28.5%以上）

⇒ 対象期間全体の補正係数で算定【別添1】（当初積算時に計上）

※工事成績評定の考え方

指定土日を現場閉所し、かつ、4週8休以上の現場閉所が達成できた場合に加点評価



月単位での週休2日を導入

■令和6年7月単価適用工事から



※「4週8休以上」の現場閉所達成の考え方

① すべての月で4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数 = 28.5%以上）

⇒ 月単位の補正係数で算定【別添1の橙囲み】（特例の場合有：別添2）
（当初積算時に計上）

② 対象期間中（全体）で4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数 = 28.5%以上）

⇒ 対象期間全体の補正係数で算定【別添1の緑囲み】
（月単位の週休2日達成が困難な場合：変更契約で対応）

※工事成績評定の考え方

指定土日を現場閉所し、かつ、①又は②の4週8休以上の現場閉所が達成できた場合に加点評価